

会社名 **KYB株式会社**
(登記社名 カヤバ工業株式会社)
代表者 代表取締役社長執行役員
臼井 政夫うずい まさお
(コード番号 7242 東証1部)

弊社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

1. これまでのいきさつ

弊社は、株式会社データ・テックより、弊社が従前販売し、現在では弊社が発行済株式総数100%を保有するKYBトロンデュール株式会社が販売しておりますドライブレコーダ装置（DRE-100、110、120。以下、「弊社製品」と略します。）は、株式会社データ・テック保有の下記2件の特許権に抵触するとして、その製造、販売等につき差止及び損害賠償を求められておりました。

この経緯の概要は、次のとおりです。

(1) 特許第3229297号（以下「本特許①」と略します。）に係る係争

- ・東京地裁は、平成23年11月30日、本特許①の請求項9及び11には無効事由が存在するとして株式会社データ・テックの請求を棄却する旨の判決（平成22年（ワ）第40331号）を下し、また、知財高裁は、平成25年3月5日、株式会社データ・テックの控訴を棄却する旨の判決を下しました（平成23年（ネ）第10087号）。なお、株式会社データ・テックは最高裁に上告受理申立をされましたが却下されております。
- ・他方、弊社は本特許①に対する2度の無効審判請求を提起しておりましたが、最終的には、本特許①の請求項9及び11を無効とする審決（無効2011-800136号）が、平成26年7月16日の知財高裁判決（平成25年（行ケ）第10331号）で支持された結果、上記請求項に係る発明（訂正請求後の発明）の無効が確定しました。

(2) 特許第3592602号（以下「本特許②」と略します。）に係る係争

- ・平成26年3月31日、株式会社データ・テックから、弊社製品が本特許②の請求項1及び4に抵触することを理由とした、差止及び損害賠償を求める訴えが東京地裁に提起されました（平成26年（ワ）第7856号）。
- ・弊社は、弊社製品は上記請求項に係る発明に抵触しないし、また、該発明には無効事由があることを主張して、訴訟手続を進めて参りました。

2. 今回の報告事項

東京地裁は、平成27年2月24日、弊社製品が本特許②の上記請求項に係る発明に抵触しないことを理由に（無効事由についての判断はございません。）、株式会社データ・テックの請求を棄却する旨の判決を下しましたことを報告させていただきます。本判決は弊社の主張を全面的に認めたものであって、極めて妥当なものと考えております。

3. 今後について

株式会社データ・テックが控訴される場合は、株主様をはじめ関係されるお客様、お取引先様にご心配をおかけしないよう、弊社は本特許②につきましても無効審判請求を提起することも検討中です。

4. 問合せ先

KYB株式会社 法務部 相模分室 TEL042-746-5729

以上